

# 山形県みんなにやさしいまちづくり推進指針

～すべての人が施設、サービス、情報等を快適に利用することができ、

ひとしく社会参加できるまちづくりを目指して～



山 形 県

平成21年3月

# 目 次

序 章	はじめに	1
第 1 章	ユニバーサルデザインとは	2
第 1 節	バリアフリーとユニバーサルデザインとの関係	2
第 2 節	ユニバーサルデザインの 7 つの原則	2
第 2 章	推進指針策定にあたって	4
第 1 節	推進指針策定の趣旨	4
第 2 節	推進指針の性格	4
第 3 節	推進体制及び進行管理	4
第 3 章	みんなにやさしいまちづくりを巡る山形県の現状と課題	6
第 1 節	少子高齢化の進展	6
第 2 節	国際化の進展	7
第 3 節	人権の尊重	8
第 4 章	山形県のみんなにやさしいまちづくりに対する主な取組状況	9
第 1 節	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度の実施	9
第 2 節	ユニバーサルデザイン事例集の作成	9
第 3 節	生活関連施設に関する適合証制度の実施（条例第 17 条）	9
第 4 節	ユニバーサルデザインに関する県民の意識調査の実施	10
第 5 章	山形県がみんなにやさしいまちづくりで目指すもの	11
第 1 節	基本目標	11
第 2 節	基本方針	11
第 3 節	みんなにやさしいまちづくりを推進するための基本的視点	11
(1)	より快適なまちをつくるための県民意識の醸成（心のバリアフリー）	11
(2)	利用者のニーズにあった多様な選択肢の準備	12
(3)	施設と施設をつなぐ連続した空間の形成	12
(4)	雪国の視点からのユニバーサルデザインの構築	12
(5)	継続的な見直しによるユニバーサルデザインの推進（スパイラルアップ）	12
第 6 章	具体的な分野別の取り組み	13
第 1 節	ひとづくり	13
第 2 節	まちづくり	15
(1)	公共的施設・建築物	15
(2)	交通機関	16
(3)	道路（公共工作物）	17
(4)	住宅	18
(5)	公園	19
(6)	付帯設備	20
第 3 節	情報・サービス	21
第 7 章	県民、事業者等及び行政の役割	23
第 1 節	県民の役割	23
第 2 節	事業者等の役割	23
第 3 節	行政の役割	23
(1)	市町村の役割	23
(2)	県の役割	24
県担当課一覧		25

## 序章 はじめに

- 私たちが住んでいる「まち」には、子どもから高齢の人、障がいのある人、ない人、外国の人など様々な人が一緒に暮らしています。
- すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会がひとしく与えられる社会の実現は、すべての人の願いです。
- 人は誰もが歳を取り、加齢とともに身体機能は低下していきます。また、誰もがけがなどで一時的に障がいを持つこともあります。大きな荷物を持っている時や子どもを連れている時、妊娠している時など、どのような状態の時でも、自由に行動ができ、快適に生活できる社会であることが大切です。
- ユニバーサルデザインとは、こうした社会を実現するために、すべての人が、またどのような状態の時でも施設及びサービスが利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方です。
- また、「みんなにやさしいまちづくり」とは、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が円滑に施設及びサービスを利用し、情報を取得し、利用することができる環境の整備をハード、ソフトの両面から進めていくものです。
- 「みんなにやさしいまちづくり」について、県民をはじめ、事業者、民間団体（以下「事業者等」という。）、市町村及び県などが連携・協働し、一体となって進めて行く必要があります。この「山形県みんなにやさしいまちづくり推進指針」（以下「推進指針」という。）は、そのためのガイドラインとなるものです。
- みなさん、「みんなにやさしいまちづくり」の推進に向け、一緒にがんばっていきましょう！



## 第1章 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いにかかわらず、より多様な人々が、道具や建物、環境、空間、まちなど様々なものをできるだけ支障なく使えるように、デザインしようとする考え方であり、一言でいえば「すべての人のためのデザイン」ということができます。

つまり、ある特定の人やユーザー、あるいは、平均的・標準的な人を対象にするのではなく、できるだけ多くの人を対象とした考え方です。

### 第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインとの関係

- バリアフリーとは、日常生活や社会生活の中での様々な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方であり、段差解消のためのスロープやエレベーターの設置など、施設の改善をはじめとする色々な取り組みにより、これまで行動しづらかった方々の社会参加のために一定の成果を上げています。障壁がある限り、この取り組みが重要であることに変わりはありません。
- 一方、ユニバーサルデザインとは、様々な人の特性や違いなどを考慮し、はじめからすべての人の行動や利用を前提として計画し、実施・整備することにより、障壁を作らないという考え方です。
- 誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会を目指すという点では、ユニバーサルデザインとバリアフリーの目的は同じですが、高齢者や障がい者などを「特別な存在」として捉えず、多様な方々によって社会が構成されていることこそが当然の社会であるとの観点に立つものです。

### 第2節 ユニバーサルデザインの7つの原則

- ユニバーサルデザインの7つの原則とは、アメリカの建築家で、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長を務めたロナルド・メイス教授を中心に、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが協力してまとめたもので、ユニバーサルデザインを理解するうえで基本となる考え方です。

原則1：誰でも公平に利用できること

(説明：誰でも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること・・・  
例：自動ドア、エレベーター)



原則2：使う上で自由度が高いこと

(説明：使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること・・・例：高さが違うカウンター、お金や品物の取出口が低い自動販売機)



原則3：使い方が簡単ですぐわかること

(説明：使う人の経験や知識、言語能力、集中力などに関係なく、使い方がわかりやすく作られていること・・・例：一目で分かる絵文字を用いた表示)



原則4：必要な情報がすぐ理解できること

(説明：使用状況や使う人の視覚・聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること・・・例：シャンプーのふたや本体のギザギザ)



原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

(説明：ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること・・・例：階段やスロープなどの色を変えて目立つようにする)



原則6：無理な姿勢を取ることなく、少ない力で楽に使用できること

(説明：効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること・・・例：レバー式の水道)



原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

(説明：どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること・・・例：多目的トイレ)



- これらの原則のうち、一つでも欠ければユニバーサルデザインではないということではありませんし、逆に、これらのすべてを満たしているからユニバーサルデザインというわけではありません。これらは、ユニバーサルデザインを実践していくための目安であり、大切なのは、より多くの人にとって、より使いやすいものになっているかを考えて実践することです。





## 第2章 推進指針策定にあたって

### 第1節 推進指針策定の趣旨

- 県では、平成11年10月に「山形県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めてきました。  
また、平成18年3月には、「やまがた総合発展計画—子ども夢未来宣言—」を策定し、「あらゆる施設において、年齢や性別、身体能力の違いなどにかかわらず、誰もが利用しやすいことを重視するユニバーサルデザインの考え方に基づいて、整備や改良を推進する」こととしています。
- このようなまちづくりを進めていくためには、これまでのバリアフリーを中心とした取り組みに加え、県民、事業者等及び行政（市町村及び県）の協働と連携の下で、「障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が円滑に生活を営むことができるようにあらかじめ配慮する」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた「みんなにやさしいまちづくり」を進めていくことが重要となります。
- そのため、平成20年3月に、「山形県福祉のまちづくり条例」を、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「山形県みんなにやさしいまちづくり条例（以下「条例」という。）」に改正しました。  
条例では、ユニバーサルデザインの考え方に基づくみんなにやさしいまちづくりを進めるに当たり、そのための施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定・公表することとしています。（条例第6条第2項）
- これを受け、今後、県民協創で進める、みんなにやさしいまちづくりの施策の方向性とそれぞれの役割を明確にするため、この推進指針を策定しました。

### 第2節 推進指針の性格

- この推進指針は、県が「ユニバーサルデザイン」の考え方を様々な分野の施策に取り入れ、「みんなにやさしいまちづくり」を総合的に推進していくための行動指針としての性格を有しています。
- また、「みんなにやさしいまちづくり」とはどのようなことなのかを県民に分かりやすく示すとともに、県民、事業者等及び行政（市町村及び県）それぞれが担う役割を明らかにし、共通の認識と連携の下で、「みんなにやさしいまちづくり」に取り組むためのガイドラインとしての性格も有しています。

### 第3節 推進体制及び進行管理

- 「みんなにやさしいまちづくり」を進めていくためには、県民、事業者等及び行政（市町村及び県）が、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「みんなにやさしいまちづ

くり」への理解を深め、相互の連携と協働の下で、積極的に事業等に取り組む体制を構築することが重要となります。

- そのため、学識経験者、関係団体及び市町村関係者からなる「山形県みんなにやさしいまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設けるほか、必要に応じてパブリックコメントを実施するなど、広く県民から意見を伺い、「みんなにやさしいまちづくり」の施策に反映していくこととしています。

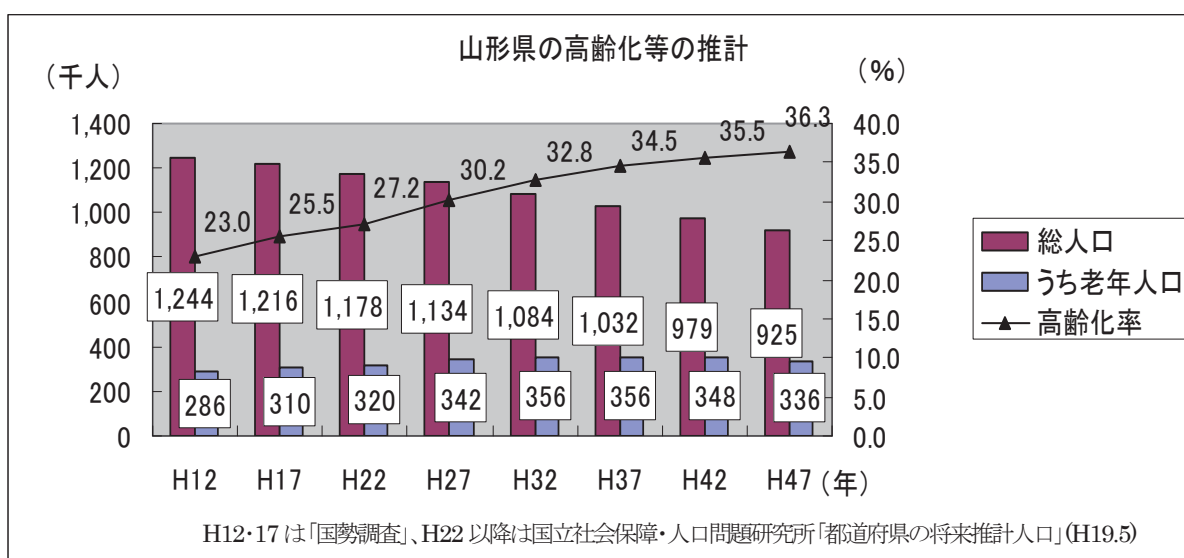
推進協議会は、この推進指針の策定にあたっての協議をはじめ、今後も「みんなにやさしいまちづくり」の推進に関する事、条例や推進指針の見直しに関する事等を協議検討するほか、「みんなにやさしいまちづくり」に関する施策の進行管理も行っていきます。



### 第3章 みんなにやさしいまちづくりを巡る山形県の現状と課題

#### 第1節 少子高齢化の進展

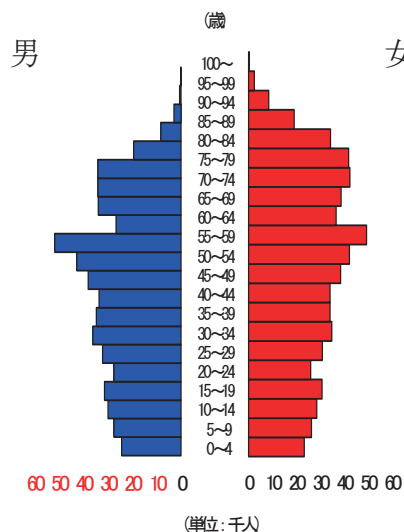
- 山形県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の人口の割合）は、平成18年10月1日現在25.9%（全国第4位）であり、全国平均20.8%と比較して約5%も高齢化が進んでおり、全国より速いペースで高齢社会を迎えています。今後もさらに高齢化が進み、将来推計（国立社会保障・人口問題研究所の推計）では平成27年には30.2%と30%を超え、10人に3人が高齢者となることが予想されています。
- 高齢化が進行するということは、年齢を重ねることで身体的な機能が低下し、自力で思うように行動できない人が増えていくということを意味しています。高齢者の利用に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。



- また、一人の女性が一生の間に出産する子どもの数を表す合計特殊出生率は、平成18年は1.45（全国第11位）で、全国平均の1.32よりは高い水準にあるものの年々減少傾向にあり、少子化が進んでいます。
- 少子高齢化を伴う人口減少が進行するほか、高齢人口が増加するとともに、少子化によるマンパワー（人的資源）の不足が懸念される今後の社会においては、高齢者、障がい者、女性、外国人等、より多くの人の社会参画がこれまで以上に求められ、すべての人の能力発揮を促すユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの重要性は増大しています。

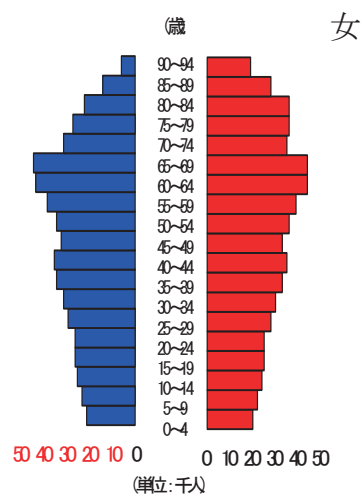


山形県の人口ピラミッド (H19.10.1)



県総務部「山形県の人口と世帯数」(H19.10.1)

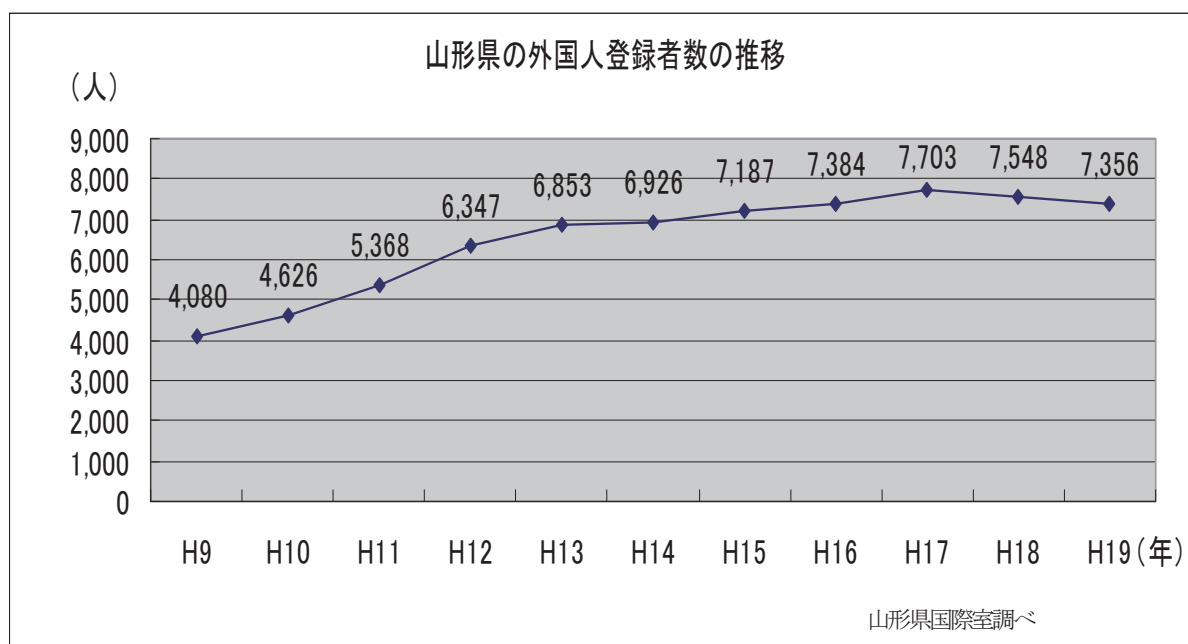
山形県の人口ピラミッド (H27)



国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」(H19.5)

## 第2節 国際化の進展

- 山形県の外国人登録者数が、平成9年12月末現在の4,080人から平成19年12月末現在の7,356人と、この10年間で約3,300人、約1.8倍に増加するなど国際化が進んでいます。国籍では、多い順に中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ブラジルなど様々です。



- また、観光やビジネスで山形県を訪れる外国人旅行者も平成14年には17,559人でしたが、平成19年には64,570人と、この5年間で約3.7倍となり、国際的な交流が急激に拡大しています。国籍では、多い順に台湾、韓国、中国（特に香港）となっています。



- 国際化が進み、定住外国人や外国人観光客が年々増えてきていますが、これらの方々が安心して暮らすことができるよう、同じ地域の一員として、日常生活において、言葉や文化、風習等、困っていることに対する配慮が必要です。また、現在でも観光施設を中心に、英語や中国語、韓国語などの外国語を併記するなどの取り組みがなされておりますが、全体的に十分とはいえない現状です。外国人が観光やビジネスを不自由なく行えることはもちろんですが、安心して生活、活動できる環境づくりも必要です。

### 第3節 人権の尊重

- 21世紀は人権の世紀と呼ばれています。これまで、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、犯罪被害者等に関する様々な人権問題が発生し、さらに近年はインターネットによる人権侵害などの新たな人権問題が発生しています。
- 県では、平成14年7月に、「山形県男女共同参画推進条例」を施行し、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によつてのびやかに生きることができる社会の実現を目指した取り組みを進めています。
- 年齢、性別、身体的な特性など、人はそれぞれ様々な特性や違いを持っています。お互いの違いを認識し、個性を認め合うことは人権を尊重する社会づくりの基本ですが、人々の意識や社会環境など、まだ多くの課題があるのが現状です。ユニバーサルデザインの考え方に基づき、一人ひとりの個性や特徴をさらに大切にするまちづくりを進めていく必要があります。

## 第4章 山形県のみんなにやさしいまちづくりに対する主な取組状況

### 第1節 山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度の実施

- 県では、身体障がい者等用駐車施設を利用できる方を明確にすることにより、交付対象者以外の駐車を防止し、身体障がい者等用駐車施設の適正利用を促進するため、平成19年6月から県内に共通する身体障がい者等用駐車施設利用証制度を実施しています。その際には、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がい者のうち歩行困難と認められる方のみならず、高齢や難病により歩行困難と認められる方や、けがや妊産婦で一時的に歩行困難な方についても利用証の交付対象としております。

平成20年11月末現在で、期間限定の利用証を含め5,928枚を交付しているほか、制度に協力していただいている施設数も、民間施設180施設を含め、529施設となっています。



(左)妊産婦・けが人等用（期間限定・1年未満・橙色）

(右)身体障がい者・高齢者等用（5年間有効・緑色）

### 第2節 ユニバーサルデザイン事例集の作成

- 県では、一人でも多くの県民にユニバーサルデザインについての理解を深めてもらうことを目的に、平成15年3月に「ユニバーサルデザイン事例集」を作成しました。事例集では、県内のユニバーサルデザインの事例や先進地における事例など様々な事例を掲載しているだけでなく、ユニバーサルデザインが単により多くの人々が利用できるようにデザインするのではないことや、利用者・使用者が計画・構想の段階から参加し、そのニーズを取り入れて改善していく視点を重視した参加型のデザインであること、ユニバーサルデザインだけではすべてをカバーできるものではなく、人々が支え合う気持ちを持つことが不可欠であることなど、ユニバーサルデザインの考え方についてわかりやすく説明しています。

### 第3節 生活関連施設に関する適合証制度の実施（条例第17条）

- 高齢者、障がい者等及び要配慮者が施設、サービス等を円滑に利用できる環境の整備を進めるため、条例施行規則に定める整備基準に適合した生活関連施設（特定生活関連施設を含む。）について、請求により適合証を交付しています。

適合証は、平成20年11月末現在で、商業施設等19店舗、福祉施設39施設、その他20



施設の計 78 施設に対して交付されています。

※ 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者等以外の者で言語上の困難その他の理由により日常生活又は社会生活において円滑に行動することに支障があるため配慮を要する者をいう。

※ 「生活関連施設」とは、病院、百貨店、ホテル、飲食店、道路、公園等不特定又は多数の人が利用する施設をいい、「特定生活関連施設」とは、生活関連施設のうち一定規模以上の施設で、高齢者や障がい者等が日常生活を営むうえで特に重要な施設をいう。

#### 第4節 ユニバーサルデザインに関する県民の意識調査の実施

- 県では、ユニバーサルデザインに関する県民の意識を把握するため、平成 20 年 9 月に、県内在住の満 20 歳以上の男女個人 2,500 人を対象とする調査（新世紀やまがた課題調査）を実施しました。
- その結果、ユニバーサルデザインという言葉の認知度は約 6 割とある程度高いものの、多くの方がユニバーサルデザインに基づく取り組みは進んでいないと感じていること、また、ユニバーサルデザインに基づいた改善の要望が高いものは、「道路」などの身近なものであることなどがわかりました。
- また、条例について認知している人については、最も認知されている高齢者においても 10 人に 2 人であるほか、「みんなにやさしいまちづくり」を推進のために優先すべきことは、ユニバーサルデザインの考え方の周知促進であり、条例も条例に基づく「みんなにやさしいまちづくり」の考え方も、十分に周知されていないことが明らかとなりました。





## 第5章 山形県がみんなにやさしいまちづくりで目指すもの

### 第1節 基本目標

すべての人が施設、サービス、情報等を快適に利用することができ、  
ひとしく社会参加できるまちづくりを目指します

### 第2節 基本方針

条例では、みんなにやさしいまちづくりを推進するための県としての基本方針を次のとおり定めています。

○ 条例第6条第1項

- (1) すべての県民がみんなにやさしいまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に日常生活又は社会生活を営むことができる環境の整備を促進すること。

### 第3節 みんなにやさしいまちづくりを推進するための基本的視点

基本方針を受け、「みんなにやさしいまちづくり」の取り組みを進める上での基本的視点を次のとおりとします。

#### (1) より快適なまちをつくるための県民意識の醸成（心のバリアフリー）

すべての人にとって、より快適なまちをつくるためには、実際に建物やサービス等を利用する多様な人々から、それらの問題点やニーズなどの意見を聴取し把握することが重要となります。

利用者のニーズは、立場の違いなどによって相反する意見であったり、実現困難と思われるような意見であったりするかもしれませんが、話し合いを重ねることにより、お互いのニーズの相違を理解し、歩み寄り、解決策を見つけることは可能です。利用者と十分に話し合うことが重要です。

また、県民の意識を醸成していくためには、子どもの頃からの体験や教育、生涯を通じて学ぶ機会を持つことが大切です。「みんなにやさしいまちづくり」を推進するためには、「みんなにやさしいまちづくり」に対する意識を常に持つことが大切であり、私たちの「こころ」の問題と言って過言ではありません。

子どものときからお互いの個性や違いを理解し、尊重する意識、思いやりのこころをはぐくむため、福祉教育を充実させることや、ボランティア活動への参加などの具体的な体験活動を通して「みんなにやさしいまちづくり」の大切さを実感できる場を設け、いわゆる「心のバリアフリー」を県民に広めていくことが重要です。

## (2) 利用者のニーズにあった多様な選択肢の準備

利用者の年齢、障がいの内容などにより様々なニーズがあり、その様々なニーズに応えるためには、それぞれのニーズにあった多様な選択肢が必要です。

しかし、視覚、聴覚、触覚など複数の感覚に訴えるような情報提供や複数の手段による情報提供がなされていないために、必要な情報を十分に入手できないことがあります。

車いす使用者にとっては段差がない方が望ましいが、視覚障がい者にとっては若干の段差（視覚障がい者誘導ブロックなど）がある方が望ましいなど利用者の状況によって様々なニーズがあります。

しかし、残念ながら、様々な利用者の視点を取り入れられずに、設置者や設計者のみの思い込みで計画、整備されているものがあります。

設置者や設計者は、施設等を利用する多様な人々から、施設等に係る問題点やニーズなどの意見を的確に把握し、それぞれの利用者がニーズにあったものを選択できるよう、多様な選択肢を準備することが大切です。

また、特定の人だけの使用を想定した施設や設備は「特別扱い」につながる懸念がありますので、誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインへの配慮も大切です。

## (3) 施設と施設をつなぐ連続した空間の形成

個々の施設等の整備は進んでいるものの、周辺道路などとのアプローチを含めた連続性や一体性が図られていないため、利用者が利用しにくいことがあります。利用者が移動するという視点で、施設から施設をつなぐ連続したまち全体のデザインを考えて整備することが必要です。

毎日の生活を送るうえで、ある特定の場所だけで生活はできません。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設や道路が整備されていても、それらが点在しているだけでは利用者にとって快適に利用できるとは言えません。

施設等を快適に利用するためには、個々の施設とそこに至るまでの道路や交通機関などを一体的に整備することが重要です。

また、実際の利用者にとって利用しやすいものとなるためには、施設、道路等のハード面の整備とともに、運営に従事する職員の対応や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供など、ソフトと一体となった取り組みが必要です。

## (4) 雪国の視点からのユニバーサルデザインの構築

山形県は雪国であることから、この特性を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたこれからの住まいのあり方、道路のあり方等について、県民、事業者等、市町村と共に考え、これからの雪国の安全で安心なまちづくりに努めていくことが必要です。

## (5) 継続的な見直しによるユニバーサルデザインの推進（スパイラルアップ）

ユニバーサルデザインを推進するにあたっては、現在より少しでも利用しやすいものを目指し、継続的に見直ししていくことが必要です。

このため、「PDCAサイクル」の考え方に基づき施策を常に点検・検証し、見直し・改善を行うことによりユニバーサルデザインを発展的に推進していきます。

※ 「PDCA」サイクルとは、plan「計画」、do「実行」、check「評価」、action「改善」の流れを次の計画に活かしていくという業務管理等の考え方である。

## 第6章 具体的な分野別の取り組み

この推進指針で目指す社会の実現のため、各分野における現状と課題を踏まえて、分野別の推進方向や具体例を示します。具体例は、山形県が主体となって取り組むことはもちろんですが、市町村や事業者等、地域などが積極的に取り組むことで、「みんなにやさしいまちづくり」を促進するものです。

具体的な分野別の取り組みにおいて、次の3点を特に留意し進める必要があります。

### ① アクセシビリティ

誰もが分け隔てなく利用できる状態にあり、なお、かつ快適に利用できるように配慮されていること

### ② 使いやすさ

経験や知識、体力などとは無関係に、無理なく安心して利用できるように配慮されていること

### ③ 持続可能性

人や環境への影響や景観形成などについて、配慮されていること

## 第1節 ひとつづくり

### 《現状と課題》

- 平成20年9月に実施した新世紀やまがた課題調査では、「ユニバーサルデザイン」という言葉を「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答をした人の割合は15.7%、「聞いたことはあるが、意味は（正確には）知らない」と回答した人の割合は46.1%となっており、ユニバーサルデザインという言葉は、新聞や雑誌、テレビなどでもよく見られるようになり、認知度が増しましたが、それがどういう意味なのかについては、県民によく理解されていません。

また、「みんなにやさしいまちづくり条例」の認知度については、「知っている」と回答した割合は2.3%、「ある程度は知っている」と回答した割合は10.1%と合計でも12.4%となっており、ほとんど知られていません。

- 県民にユニバーサルデザインの考え方がよく理解されていないため、車いす使用者用駐車スペースを健康な人が利用したり、視覚障がい者誘導ブロックの上に自転車や荷物を置くなど、「思いやり」のない行動が見受けられます。
- 事業者や行政などにも、ユニバーサルデザインにはどのような効果があるのかなど、その考え方が十分に理解されていないため、具体的な事業や施策などに反映されていないことがあります。

### 《推進方向》

#### ○ 意識啓発の促進

「みんなにやさしいまちづくり」を推進する上で基本となるのは、様々な人の存在を理解し、「思いやりのところ」を持つことです。困っている人がいたら声をかける、手を差し伸べるなど「思いやりのところ」を持った行動が自然に出るような「心」の醸成、

いわゆる「心のバリアフリー」を促進していきます。

### ○ 学校教育等学ぶ機会の充実

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校と連携を図り、子どもの頃からみんなにやさしいまちづくりについての理解を深め、「思いやりのこころ」をはぐくむように、教育を充実していきます。

また、地域や職場等においてもみんなにやさしいまちづくりについての理解を深める機会を設けるなど、生涯を通して学ぶ機会を充実していきます。

### ○ 人材・組織の育成

みんなにやさしいまちづくりの取り組みを進めるためには、地域や事業者等において、率先して取り組む人材の育成を進めていきます。

また、ユニバーサルデザインを推進するボランティア団体及びNPO法人等の活動基盤を強化するため、積極的に情報提供等の支援を行っていきます。

### 《取り組み例》

- ① ユニバーサルデザインに対する理解を深めるための講座、講演会やフォーラムの開催
- ② ユニバーサルデザインのパンフレットの作成配布や優れた取り組み事例などの紹介
- ③ ユニバーサルデザインの認知度調査
- ④ 県や市町村の広報誌によるユニバーサルデザインに対する理解を深めるための広報
- ⑤ 学校等において、総合学習の時間等を活用したユニバーサルデザインについての教育、障がい者の疑似体験などの体験学習や高齢者や障がい者との交流活動等の実施
- ⑥ 地域や職場におけるユニバーサルデザインに関する活動及び学習機会の提供その他の啓発活動の充実
- ⑦ 住宅のユニバーサルデザイン化に関する県民や建築士、施行業者等に対する意識啓発や研修機会の提供
- ⑧ 行政におけるユニバーサルデザインに関する職員研修の実施
- ⑨ ユニバーサルデザインに係るボランティア活動やNPO法人等の民間団体の活動への参加促進
- ⑩ UDアドバイザー、UDサポーター等のボランティアの育成
  - ※ UDアドバイザーとは、ユニバーサルデザインに対する知識が豊富であり適切なアドバイス等を行うことのできる者で、UDサポーターとは、ユニバーサルデザイングッズの購入やイベントへの参加等を積極的に行う者である。
- ⑪ ユニバーサルデザインの推進に功績のあった者に対する表彰 など

#### 地域におけるユニバーサルデザインに関する活動

#### こんなことUD

ユニバーサルデザインについて考え、広め、実行することを目指して平成11年4月に発足した山形ユニヴァーサル・デザイン研究会では、講演会や話し合いの開催、地域づくりの提案やサポート、調査・研究、情報の収集や発信等を行っています。

※写真は、大石田町で行われた「バリアフリーを考えたまちづくり研修会」とまち歩きチェックの様子です。





## 第2節 まちづくり

- これまでは、施設や建物の個々の設備に重点が置かれていましたが、今後は移動の観点からの一体的な整備が必要です。
- 観光地までの行き方や観光地の施設配置など、はじめて訪れた観光客にとって、分かりにくいことがあります。
- 目的の施設や建物に至るまでの道路や敷地内の歩道などに段差があるなど、すべての人に配慮しているとは言えないことがあります。
- 気軽に休息できるスペースがないなど安心して利用できる環境整備が十分でないことがあります。
- 「みんなにやさしいまちづくり」を推進していくためには、できるだけ多様な人の様々な意見を聴いて、それを施策等に反映させる仕組みが必要ですが、その仕組みづくりができていないことがあります。
- こうした点を踏まえ、公共的施設・建築物をはじめ、交通機関、道路等が、まち全体として調和が取れた「みんなにやさしいまちづくり」を推進していきます。

### (1) 公共的施設・建築物

#### 《現状と課題》

- 法や条例の施行前に整備された施設の中には、誰もが利用しやすい施設とは言えないものがあります。
- 条例等の基準を満たすだけで、計画や設計などの段階で、利用者の意見等を十分に把握し、反映していないところがあります。
- 建物自体の整備は進んでいますが、周辺道路等とのアプローチを含めた連続性や一体性が図られていないことがあります。
- 条例に基づく整備基準に適合した施設に対して請求により交付している適合証の交付数が増えていません。

#### 《推進方向》

- 新築はもちろん、既存の施設についても、条例の整備基準に合わせて、利用者の意見を聴きながら、誰もが利用しやすい施設となるように、所有者や管理者に啓発していきます。

- ユニバーサルデザインの考え方や利用者の意見を、計画や設計の段階から取り入れて整備を進めるよう啓発していきます。
- 施設を整備する場合は、周辺道路等とのアプローチを含め、一体的な整備を図ります。
- 条例に基づく適合証制度に対する啓発・普及を図ります。

### 《取り組み例》

- ① 県有施設については、既存の施設を含め、利用者の意見を聴き、率先して条例の整備基準に合うよう整備
- ② 公共的施設・建物の整備などを計画する際に、県民から意見を聴く機会を設け、計画に反映
- ③ 拠点となる公共的施設・建物を中心とした、交通機関、周辺道路などを含めた総合的な計画の策定
- ④ 災害時において避難所となる公共的施設・建物等への障がい者トイレ等の整備
- ⑤ 特定生活関連施設の新築等を行うときの「新築等の届出」をする際の適合証制度の説明 など

こんなことUD

### みんなにやさしいまちづくり施設整備基準

山形県みんなにやさしいまちづくり条例には、県内のまちづくり、建物、道路、公園など整備するにあたって、整備基準が定められています。これらの基準に基づいて、みんなにやさしいまちづくりの実現をめざしています。

段差のない入口	スロープの設置
 <p>屋内外の通路は、段差をなくしています。また、目の不自由な方のために視覚障がい者誘導用ブロックも設置されています。設計の当初から考慮することにより、誰もが入りやすい自然な入口ができます。 (アクセシビリティ) (使いやすさ)</p>	 <p>屋内の段差がある場合は、スロープにして車いす利用の方や、ベビーカー利用の方など誰でも容易に移動できるように工夫しています (アクセシビリティ) (使いやすさ)</p>

※ この写真は、H15.3「ユニバーサルデザイン事例集」(山形県総務部総合政策室)による。

## (2) 交通機関

### 《現状と課題》

- 駅やバスターミナルなどでは、段差解消などが不十分であるため、すべての人が乗り降りや乗り換えなどが円滑に行えないところがあります。
- バリアフリー化した車両などの導入も進んできましたが、車いすやベビーカーなどの移動を考慮していない車両があるなど、まだ十分とは言えません。

## 《推進方向》

- 駅舎やバスターミナルなどの施設について、エレベーターやエスカレーターを設置、音声案内、表示装置等の整備を進めていきます。
- 車いすやベビーカー等でも乗り降りが可能で、高齢者や幼児など誰にでも利用しやすいノンステップバス等の車両導入を進めていきます。

## 《取り組み例》

- ① 交通事業者に対するユニバーサルデザインの意識づくり
- ② 必要に応じたエレベーターやエスカレーター、多目的トイレの設置
- ③ 誰にでも分かりやすい案内板の設置
- ④ 低床車両（ノンステップバス）の導入促進 など

ハイブリッドのノンステップバス	低床型のバスで、車いす利用の方や高齢者、幼児なども乗り入れしやすいようになっています。また、環境にも配慮したハイブリッドになっています。 〈アクセシビリティ〉 〈使いやすさ〉	こんなことUD
	バスロケーションシステム	バスが現在のあたりにいるか、あとどのくらいで来るのか、情報を提供します。 (アクセシビリティ)
		

## (3) 道路（公共工作物）

### 《現状と課題》


- 平成20年9月に実施した新世紀やまがた課題調査において、「ユニバーサルデザインに基づき改善すべきもの」と考えているものを調査したところ、半数以上の約55%の方が「道路（歩道、自転車道を含む）」をあげています。
- 歩道部分が狭く、段差や急傾斜部分が残っているなど、歩行者への配慮が不十分なことがあります。
- 道路標識や信号機など、文字が小さかったり、配置が見にくかったりなど利用者にとって分かりにくいことがあります。

## 《推進方向》

- 国、県、市町村がユニバーサルデザインの考え方にに基づき、一層の連携を図り、道路整備を進めていきます。
- 交通の安全を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、信号機など公共工作物の整備に努めていきます。
- 利用者の意見を聴き、その意見を反映した整備に努めていきます。
- 積雪等に対して、安全・安心に配慮したまちづくりの整備に努めていきます。

## 《取り組み例》

- ① 歩道の段差解消や十分な幅員の確保
- ② 市街地の無電柱化の促進
- ③ 設計・施工業者等に対するユニバーサルデザインの意識づくり
- ④ 利用者から意見を聴く機会の設定
- ⑤ 冬季における安全の確保のため、迅速で適切な除雪体制及び消雪歩道の整備 など

無散水消雪歩道	無散水の消雪歩道です。冬期間も安全、快適に歩くことができます。また、歩道は幅が広く、車いす利用の方も通行が容易にできます。目の不自由な方のための視覚障がい者誘導用ブロックも設置されています。 〈アクセシビリティ〉 〈使いやすさ〉	こんなことUD
		幅広路肩による歩行空間の確保
※ 左側の写真は、H15.3「ユニバーサルデザイン事例集」（山形県総務部総合政策室）による。		

狭い路肩を歩き登校（着工前）





## (4) 住宅

### 《現状と課題》

- 新築の住宅にはユニバーサルデザインの考え方が反映されてきていますが、既存の住宅では資金等の関係から、ユニバーサルデザイン化があまり進んでいません。
- 資金や床面積の関係などから、建設時点で特に必要とされない設備などは整備されず、その後、家庭状況や身体的能力の変化に応じて住宅改修が必要となり、その都度に必要な資金や資源が必要になることがあります。
- 住宅内のちょっとした段差や手すりがない階段などでの事故が増えています。



## 《推進方向》

- 県民に対して、住宅の新築や増改築の際には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるよう普及啓発を図っていきます。
- 建築士や施行業者などの住宅建設関係者に対して、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めていきます。

## 《取り組み例》

- ① ユニバーサルデザイン化された住宅や住宅設備の紹介
- ② 県民、建築士や施行業者に対するユニバーサルデザインの研修会等の実施
- ③ 県民向け相談窓口を設置し、住宅のユニバーサルデザイン化を支援 など

<b>車いすにも対応したトイレ</b>	<b>膝が入るスペース</b>	<b>こんなことUD</b>
十分な広さがあり、手すりも設置され、車いすを利用する方だけでなく、高齢者にも便利です。 〈アクセシビリティ〉 〈使いやすさ〉		流し台の下に膝が入るスペースがあり、車いす利用の方だけでなく、座って作業するのに便利です。  〈アクセシビリティ〉 〈使いやすさ〉
	※ 右側の写真は、H15.3「ユニバーサルデザイン事例集」（山形県総務部総合政策室）による。	

## (5) 公園

### 《現状と課題》

- 公園などの「憩いの場」を整備するにあたり、利用者の多様なニーズを十分に把握し、反映させていない例が見受けられます。
- 公園のトイレなど敷地内にある設備の清掃などの管理が行き届かず、利用者には不便さを感じさせることがあります。

### 《推進方向》

- 公園などの「憩いの場」について、誰もが利用しやすいよう、案内表示等のユニバーサルデザイン化を進めていきます。
- 公園の施設などの管理についても、利用者のニーズを反映し、すべての人が快適に過ごすことができるようユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

## 《取り組み例》

- ① ゆっくりくつろぐことができるベンチや多目的トイレの設置
- ② 公園などの設備・管理者などに対するユニバーサルデザインの意識づくり など

多目的トイレ	こんなことUD
	休憩施設など
公園内に設置された多目的トイレには、入口の段差がなく、子ども連れや障がいのある方などもみんなで使えるよう配慮されています。 (アクセシビリティ) (使いやすさ)	 <p>遊歩道から休憩施設には、段差なく入れるようになっています。また、視覚を遮らないよう柱の位置を設定するなど景観にも配慮されています。 (アクセシビリティ) (使いやすさ)</p>

※ 右側の写真は、H15.3「ユニバーサルデザイン事例集」(山形県総務部総合政策室)による。

## (6) 付帯設備

### 《現状と課題》

- 公衆電話や自動販売機、受付カウンターなどの建築物等の付帯設備にユニバーサルデザインの考え方が反映されていないため、利用しにくいものがあります。
- 建築物等の付帯設備について、積極的で活発な製品開発は始まったばかりです。

### 《推進方向》

- ユニバーサルデザイン化された付帯設備について、利用者や事業者などの意識づくりを進めていきます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づく付帯設備の開発、利用促進を進めていきます。

### 《取り組み例》

- ① ユニバーサルデザイン化された付帯設備の利用促進に関する広報及び情報提供
- ② ユニバーサルデザインの考え方に基づいた付帯設備に係る利用者、事業者、開発者の連携による研究会の設置
- ③ 子どもや車いすでも利用しやすい高さの違う受付カウンターや公衆電話の設置
- ④ 視覚・聴覚に障がいのある人や車いすの利用者などみんなに配慮されている音声装置やカメラ、窓、鏡などが整備されたエレベーターの設置 など

商品が取り出しやすい  
自動販売機



子供から大人まで、また車いす利用の方も、商品を取り出しやすい高さに配慮されています。  
(アクセシビリティ)  
(使いやすさ)

こんなことUD

入口のインターホン



エントランスホールにある総合案内板は、日本語表記の他点字、外国語でも表記されています。  
(アクセシビリティ)

※ この写真は、H15.3「ユニバーサルデザイン事例集」(山形県総務部総合政策室)による。

### 第3節 情報・サービス

#### 《現状と課題》

- 視覚、聴覚、触覚など複数の感覚に訴えるような情報提供や複数の手段による情報提供がなされていないために、必要な情報を十分に入手できないことがあります。
- 災害発生時などの緊急時において、高齢者や障がい者に対しての情報提供の仕組みが十分ではありません。
- 文字が小さい、表現がわかりにくい、色が識別しにくいなど、情報の内容が十分に伝わりにくいことがあります。
- 対応が画一的であり、利用者のニーズに臨機応変に対応できないなど利用者本位のサービスが提供されていないことがあります。

#### 《推進方向》


- 視覚・聴覚等に障がいのある人や外国人などに対して、点字・手話などの複数の手段や複数の言語の使用、識別しやすい色を使用するなど、必要な情報を的確に、わかりやすく提供していきます。
- すべての人が安心して行動できるために、案内板や標識などを見やすくわかりやすくしていきます。
- 災害発生時などの緊急時において、高齢者や障がい者に対しての情報提供の仕組みを整備していきます。
- 誰もが買い物等を楽しむことができるよう、商店街に駐車場や多目的トイレ、休憩所の整備、託児所の設置などを進めていきます。

- 利用者の立場に立ってサービス提供のあり方を見直すとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「もてなしの心づくり」を進めています。

### 《取り組み例》

- ① 印刷物、テレビ、ラジオ、ホームページなどの複数の手段による情報提供の推進
- ② 点字、音声、複数の外国語での表示など複数の手段による情報提供の推進
- ③ 視覚・聴覚障がい者や高齢者、外国人などに対する緊急情報の提供方法の検討
- ④ 窓口における代筆、代読などのサービスの提供の推進
- ⑤ 副音声や手話通訳、字幕付きテレビ番組等の提供の推進
- ⑥ サービス提供事業者に対するユニバーサルデザインの意識づくり
- ⑦ 子育て中でも買い物やイベント等に参加できるよう託児所の設置
- ⑧ 障がい者や高齢者、子ども連れの人々の移動や切符購入等のサポートを行うボランティア活動に対する支援
- ⑨ 障がい者等が利用する器具や補助犬に加えて、各種障がい者を対象にしたマーク、高齢運転者標識、マタニティマークなどの普及を通じた障がい者や高齢者、妊婦、子ども連れの人などが抱える困難やそのニーズの理解の促進
- ⑩ 識別しやすい色を使うなど「色のバリアフリー」に配慮したわかりやすい情報の伝達の促進 など


手話、講演内容のスクリーン表示



講演会において、手話や要約筆記のスクリーンへの表示などの情報提供により、多様な人の参加に配慮しています。講演内容のスクリーン表示は、耳の不自由な方だけでなく、一般の人にとっても、話の内容を文字で確認でき便利です。  
〈アクセシビリティ〉  
〈使いやすさ〉

こんなことUD

多様な言語に対応した総合案内板



エントランスホールにある総合案内板は、日本語表記の他点字、外国語でも表記されています。  
〈アクセシビリティ〉

※ この写真は、H15.3「ユニバーサルデザイン事例集」（山形県総務部総合政策室）による。





## 第7章 県民、事業者等及び行政の役割

### 第1節 県民の役割

- みんなにやさしいまちづくりの推進にあたって、何よりも大切なことは、県民一人ひとりが、お互いの個性や違いを理解し尊重する意識、思いやりの心を持つことです。このためには、子どものときから、それぞれの家庭や地域、学校などにおいて、いつも相手の立場に立って考える気持ちを育てることが必要です。
- わかりやすくいえば、障がい者のための誘導ブロックや駐車スペースに自転車や自動車を停めないことや、困っている人に声をかける、手を差し伸べるなど、一人ひとりが思いやりの心を持って、自然に行動ができるようになることが必要です。
- ユニバーサルデザインを推進するNPOやボランティア活動に参加するなど、身近なところから主体的に行動していくことが期待されます。

### 第2節 事業者等の役割

- 事業者には、利用者の視点に立った、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備やサービスの提供などに積極的に取り組みことが期待されます。そのためには、事業所内、業界内でのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発リーダーの育成など、考え方の浸透と具体的な取り組みを進めることが期待されます。
- 事業の実施にあたっては、企画立案の段階から、また出来上がった後も、できるだけ多くの利用者から意見を聴き、反映させる仕組みづくりも期待されます。
- ユニバーサルデザインに関わるNPO等の民間団体には、ユニバーサルデザインの考え方の普及や活動のネットワーク化、行政等への働きかけが期待されます。

### 第3節 行政の役割

#### (1) 市町村の役割

- 市町村は、住民に最も身近な行政機関として、住民の積極的な参画を得て、ユニバーサルデザインの考え方や、この推進指針の趣旨及び内容を踏まえ、国、県、事業者等と連携を図りながら、主体的、積極的にまちづくりや教育、交通など様々な分野において施策を展開することが期待されます。
- 施策の推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、バリアフリー化を重点的に進めていく「重点整備地区」の「基本構想」をはじめ、まちづくりに関する基本計画を策定することが期待されます。
- 住民に様々な機会を捉えてユニバーサルデザインの考え方の啓発をすることや、子ども



もに対する学校教育をはじめ、様々な学習の場において、誰もがユニバーサルデザインについて学ぶことができる機会を提供することが期待されます。

- 市町村有施設について、率先して、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう計画的に整備を進めることが期待されます。

## (2) 県の役割

- 県は、条例を基本に、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりに取り組むほか、県民、事業者等及び市町村と連携を図り、様々な普及活動に取り組むと同時に、意見や情報などの交換の機会を設けて、より多くの方々の意見を反映させていきます。
- 調査、研究などにより情報収集を行うとともに、広報やフォーラムの開催などを通じて、県民等への情報提供に努めます。
- 学校教育をはじめ、研修会の開催など様々な学習の場を通じて、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を設けて、様々な世代や業種、職種の方を対象とする意識啓発に努めます。
- 県有施設について、率先して、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう計画的に整備を進めます。
- みんなにやさしいまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。
- 推進協議会を設置し、「みんなにやさしいまちづくり」を推進するとともに、その進捗状況等を把握しながら進行管理を行い、その状況等に応じて条例及び推進指針の見直しに関する事等を協議検討していきます。



## 県担当課一覧

項 目	担 当 課	連絡先（TEL）
推進指針全般について	地 域 福 祉 課	023-630-2268
ユニバーサルデザインについて	政 策 企 画 課	023-630-2125
障がい者全般について	障がい福祉課	023-630-2266
交通機関について	交 通 政 策 課	023-630-3081
都市公園について	都 市 計 画 課	023-630-3130
道路について	道 路 課	023-630-2605
建築物・住宅について	建 築 住 宅 課	023-630-2651
学校教育について	義 務 教 育 課	023-630-2867



## お問合せ先

### 山形県健康福祉部地域福祉課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2268 FAX 023-630-2301

Eメール [yfukushi@pref.yamagata.jp](mailto:yfukushi@pref.yamagata.jp)

ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>